

四国地区大学総合体育大会規程

第1章 総則

第1条 四国地区大学総合体育大会（以下「大会」という。）は、四国地区大学体育連盟規約に定めるもののほか、この規程の定めるところにより、これを実施するものとする。

第2条 大会には、大会役員として、会長、副会長、運営委員長、競技委員長及び委員を置く。ただし、必要あるときは、運営副委員長及び競技副委員長を置くことができる。

2 各種目に、大会役員として、その種目を担当する大学（短期大学を含む。以下「種目担当大学」という。）の学長を加えることができる。

第3条 大会の種目は、四国地区大学体育連盟役員会（以下「役員会」という。）にはかり、かつ、その種目を担当する大学が実施可能として承認されたものとする。

第4条 大会は、毎年度の四国地区大学総合体育大会競技要項（以下「競技要項」という。）の定める期日に実施する。ただし、天候不良その他の事故により予定の期日に実施が不可能になった場合は、その種目については中止する。

第5条 種目担当大学は、その担当する各種目ごとの期日、場所、選手数、試合方法及び競技規則等を定めた競技要項を作成し、役員会の承認を受けるものとする。

第6条 大会への参加は、大学単位とし、1種目について1大学1チームとする。ただし、種目によって、特殊な事情がある場合に限り、大学と当該大学に併設される短期大学を合併してチームを編成することができる。チーム名は、当該大学に一任する。この場合に男女別に競技が行われる種目については、それぞれを1種目の競技とし、次条以下において同様とする。

2 1チームの編成については、競技要項の定めるところによる。

第7条 大会に参加できる者は、四国地区大学体育連盟（以下「連盟」という。）に加盟している大学の学生とする。

第8条 大会の参加申込みは、種目担当大学が定めるところにより行うものとする。

第9条 選手が出場できる種目は、1人2種目以内とする。

第10条 各種目の競技に出場することができるものは、その種目の競技に登録された者に限るものとし、登録者の変更手続については、その種目の競技要項の定めるところによる。

第11条 主将会議は、原則として大会の試合前日に種目担当大学の定めるところにより開催する。

第12条 組み合わせは主将会議もしくは種目担当大学の責任抽選で行う。

第2章 競技方法

第13条 各種目の競技方法については、それぞれの競技要項の定めるところによる。

第3章 表彰

第14条 大会において種目ごとに優勝した大学に対しては、それぞれ賞状及び優勝杯を、2位及び3位の大学に対しては賞状を授与する。

第15条 大会において個人競技又は個人戦に優勝した者に対しては、賞状を授与する。

第4章 雑則

第16条 大会運営について、協議を必要とする重要事項が生じた場合は参加大学の連盟理事が協議の上処理する。

第17条 この規程を改廃しようとするときは、連盟の役員会の承認を受けなければならない。

附則

この規程は、昭和40年4月24日から施行する。

附則

この改正規程は、昭和41年4月23日から施行する。

附則

この改正規程は、昭和44年4月26日から施行する。

附則

この改正規程は、昭和45年4月25日から施行する。

附則

この改正規程は、昭和47年4月22日から施行する。

附則

この改正規程は、昭和52年4月30日から施行する。

附則

この改正規程は、平成3年4月20日から施行する。

附則

この改正規程は、平成5年4月23日から施行する。

附則

この改定規程は、平成25年4月22日から施行する。

附則

この改定規定は、平成29年4月20日から施行する。

附則

この改定規定は、平成30年4月25日から施行する。

附則

この改定規定は、令和5年9月19日から施行する。